

丹波市周遊デジタルマップ運用業務プロポーザル仕様書

1 業務番号

丹観委第4号

2 業務名

丹波市周遊デジタルマップ運用業務

3 履行期間

契約日の翌日から令和11年3月31日（土）

4 業務の目的

大阪・関西万博を契機に、デジタルマップの運用により丹波市の観光、歴史や文化、飲食店、イベント情報等をデジタルマップで紹介し、デジタルマップを活用した旅行前、旅行中における市内の魅力ある情報を発信することで、市内周遊の促進を目的とする。

5 委託限度額

総額金 9,682,000 円（消費税及び地方消費税含む）

内訳 令和6年度限度額 金 3,850,000 円

令和7～10年度限度額 金 1,458,000 円/年度

6 業務内容

- (1) 丹波市周遊デジタルマップの作成
- (2) 丹波市周遊デジタルマップの運用管理
- (3) その他提案
- (4) 業務管理、進捗状況や実績報告

・詳細

(1) 丹波市周遊デジタルマップの作成

ア デジタルマップのプラットフォームを利用し、丹波市周遊デジタルマップを作成する。なお、作成にあたっては、2年目以降のランニングコスト及びシステムへの登録・更新・削除等の操作性、及びデジタルマップ利用者情報等の取得について考慮すること。

イ 丹波市周遊デジタルマップは、利用者の位置情報表示と周辺のスポット情報が種類別の色分けやピクトグラム表示等により、丹波市周遊デ

デジタルマップ利用者が利用しやすいものにする。

- ウ 丹波市周遊デジタルマップへのスポット登録数は、年間 400 スポットを想定する。(観光、歴史、文化、飲食、土産、宿泊施設及び季節等のイベント等)
- エ 丹波市周遊デジタルマップのスポット登録情報は、スポット名称、写真、住所、連絡先、休業日、営業時間、駐車場、概要(紹介文)、地域電子通貨たんばコインの使用可否、HP等へのURL情報を想定とする。
- オ 丹波市周遊デジタルマップの周知、利用促進、利用方法及び、それに必要な素材を提供すること(ポスターやチラシ、動画などを想定。協議により決定する。)
- カ 丹波市周遊デジタルマップは、日本語と英語の2言語以上に対応すること。

(2) 丹波市周遊デジタルマップの運用管理

- ア 丹波市周遊デジタルマップ運用開始の予定時期は令和6年10月頃とする。
- イ システム導入後におけるスポット情報の更新については、発注者又は受注者がおこなうものとする。また、発注者が指定する組織(一般社団法人丹波市観光協会等)においても更新が出来るシステムとすること。なお、スポット情報の更新にあたり費用が発生する場合は、本委託料の範囲内に含むものとする。
- ウ 丹波市周遊デジタルマップの利用状況等を、受注者は発注者に毎月報告する。(利用者数、閲覧数、スポットの利用者数、ヒートマップ、利用状況の分析など)
- エ 丹波市周遊デジタルマップは、24時間365日利用可能な状態にする。なお、システム更新や点検等により利用が出来なくなる場合は、最短時間で行うものとし、発注者に事前連絡するとともに、丹波市周遊デジタルマップでも周知する。
- オ 丹波市周遊デジタルマップの利用にあたって、利用者情報等を扱う場合は、適正に管理するとともにセキュリティ体制を万全にし、漏洩することが無いように講じる。なお、万が一漏洩した場合、並びに漏洩が疑われる場合等は速やかに発注者に報告するとともに、1か月以内に原因究明と改善措置を講じ発注者に報告すること。

(3) その他提案

上記6(1)及び(2)の業務を実施するにあたり、効果的な周知やシステムの利用方法等について提案する。(プラットフォーム提案はもとより、周知のための各種広告類や、デジタルマップを活用したイベントの企画等)

(4) 業務に係る経費

上記6 (1) から (3) 及び (5) の業務に係る運営・管理経費、システム利用料、肖像権を含む著作権等の権利に係る調整など、必要に応じて受注者が委託料の範囲内において支払うことができる。

(5) 業務管理、進捗状況の報告、実績報告及び成果物の提出

- ア 業務の管理並びに定期的な進捗状況の報告、協議
- イ 実績報告および詳細報告データ
- ウ 協議書、報告書及び成果物 (利用集計等)
- エ 業務の写真や記録
- オ その他必要と認めるもの

7 著作権の帰属等

- (1) 本業務にあたり、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条 (複製権)、第 22 条 (上映権及び演奏権)、第 22 条の 2 (上映権)、第 23 条 (公衆送信権等)、第 24 条 (口述権)、第 25 条 (展示権)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条 (翻訳権、翻案権等) および第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著者の権利) に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに丹波市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 業務にあたり成果物が第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権その他諸権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うこととする。
- (3) 受注者は、本著作物に対して、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権を行使しないこと。

8 機密の保持

受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないものとする。

また、個人情報保護に関する法律を遵守しなければならない。(契約期間終了後も同様とする。)

9 その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、発注者・受注者協議のうえ決定する。